

センター試験前日の対応について

【ご質問】（投稿日：2019年2月1日）

1月31日に発表されたアカデミックカレンダーについての質問です。「1月17日（金曜日）はセンター試験で使用する建物内の教室で実施する授業に限り、課題調査・演習型授業を実施する。」とありますが、これは、おかしいではありませんか。通常、試験の公平性を担保するため、立ち入り禁止にしたいと思いますし、そうすべきだと考えます。吉田南については立ち入り禁止にすると職員の方がおっしゃっていました。もしそうするのであれば、北部や本部校舎でも立ち入り禁止にしないと不公平ではありませんか。なぜ、わざわざ使用する建物に限り行うのですか。使用しない建物を使えば済むと思いますが、そうしないのはなぜですか。教室をその日だけ変更することはよくある事ですが、それすらせずに、この段階で「センター試験で使用する建物に限り…」と発表する理由をお教えてください。浅学非才の私にもよく理解できるように、分かりやすくご説明ください。よろしくお願いいたします。

【回答】（回答日：2019年2月28日）

（教育推進・学生支援部教務企画課）

御意見ありがとうございます。

「1月17日（金曜日）はセンター試験で使用する建物内の教室で実施する授業に限り、課題調査・演習型授業を実施する。」というのは、「1月17日（金曜日）は、センター試験で使用する建物内の教室で実施されている金曜日開講の科目については、通常の授業を行わず、事前に与えた課題に対するフォローアップやフィールドワーク等による学修を当該教室外で行う」ということです。各学部・研究科等の掲示や教員の指示及び指導を確認してください。